

# 年金積立金管理運用独立行政法人就業規則（抜粋）

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 勤務

#### 第2節 勤務時間、休憩及び休日（第10条—第13条）

#### 第3節 時間外勤務及び休日勤務（第14条・第15条）

#### 第4節 出勤、退出及び欠勤（第16条—第20条）

#### 第5節 休暇（第21条—第27条）

#### 第6節 育児休業及び介護休暇等（第28条）

#### 第2節 勤務時間、休憩及び休日

##### （勤務時間）

第10条 次の各号に掲げる職員の勤務時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) インハウス運用室の職員 午前8時30分から午後5時まで
- (2) その他の職員 午前9時から午後5時30分まで

##### （休憩時間）

第11条 次の各号に掲げる職員の休憩時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) インハウス運用室の職員 午前11時30分から午後零時30分まで
- (2) その他の職員 正午から午後1時まで

2 理事長は、妊娠中の女性職員からその者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等により休憩に関する措置について指導を受けた旨の申出があった場合には、当該職員が適宜休息するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。

第12条 理事長は、管理運用法人の業務のため又は交通難緩和に協力するため、その他必要と認める場合は、第10条に規定する勤務時間及び前条に規定する休憩時間を変更することができる。

##### （休日）

第13条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）
- (4) 前各号のほか特に理事長が指定する日

2 前項の休日は、管理運用法人の業務の都合により、理事長の定める他の日と振り替えることができる。

3 振り替えられた休日の勤務は、正規の勤務日の勤務として取り扱う。

#### 第3節 時間外勤務及び休日勤務

##### （時間外勤務及び休日勤務）

第14条 理事長は、業務上特に必要がある場合は、職員（満18歳未満の職員については除く。）に対して第10条に規定する勤務時間外又は休日に勤務させることがある。

2 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が請求した場合は、前項の規定にかかわらず、時間外勤務、休日勤務をさせてはならない。

3 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって時間外勤務の必要を認める場合には、第1項の規定にかかわらず、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において職員を勤務時間外又は休日に勤務させることができる。

4 職員が第10条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合は、別に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

##### （時間外勤務等の適用除外）

第15条 自動車の運転その他別に指定する特殊勤務に従事する者については、第10条及び第11条の規定にかかわらず別に定めることができる。

#### 第4節 出勤、退出及び欠勤

##### （出勤）

第16条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤簿に押印して出勤を表示しなければならない。

(遅刻、早退等)

第17条 職員は、病気その他やむを得ない事由により遅刻するとき、勤務時間中に一時勤務を離れるとき又は早退するときは、あらかじめ、所属長を経て管理部長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由のためあらかじめ承認を受けることができなかつたときは、その旨を事後速やかに届け出なければならない。

2 災害、交通事故その他不可抗力により遅刻したときは、遅刻として取り扱わないことがある。

(欠勤)

第18条 職員は、病気その他やむを得ない事由で欠勤しようとする場合は、あらかじめその事由及び期間を明示し所属長を経て、管理部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由のため、あらかじめ届け出ることができなかつた場合は、その旨を事後速やかに届け出て承認を受けなければならない。

2 職員は、傷病のため6日以上にわたって欠勤する場合は、前項に規定する届出に、症状及び欠勤見込日数を記載した医師の診断書を添えなければならない。

3 職員は、傷病のため引き続き30日を超えて欠勤した場合は、前項の規定にかかわらず、あらためて診断書の提出を命ぜられることがある。

4 職員は、傷病のため転地療養を必要とする場合は医師の証明書を添えて、その転地先及び期間等の必要事項を所属長を経て管理部長に届け出なければならない。

5 第17条及び前各項に規定する承認を受けない職員の遅刻、早退又は欠勤については無届欠勤として取り扱う。

(長期欠勤)

第19条 30日を超える欠勤は長期欠勤とし、長期欠勤の期間には休日を通算するものとする。

2 長期欠勤者が出勤した後、出勤日数が10日に満たないで、同一理由により、再び欠勤を始めた場合は、その出勤日数を含めて、前の欠勤期間を通算するものとする。

(年次有給休暇の振替)

第20条 第17条の規定により遅刻又は早退の届出があつた場合及び第18条の規定により欠勤の届出があつた場合に限り、第22条に規定する年次有給休暇の日数の範囲内で、当該職員の希望により、年次有給休暇に振り替えることができる。

#### 第5節 休暇

(休暇)

第21条 休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 特別有給休暇
- (3) 介護休暇

(年次有給休暇)

第22条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間において、20日間の年次有給休暇を受けることができる。

2 年の途中において採用され又は復職した職員のその年における年次有給休暇の日数については、当該職員の採用又は復職月に応じて、次のとおりとする。

採用月(復職)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

3 人事交流により、国家公務員等から引き続き職員となつた者の年次有給休暇の日数については、職員となつた年に限り、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該職員が引き続いて国家公務員等であつた場合における年次有給休暇の日数とする。

4 年次有給休暇の単位は、1日又は半日(1日のうち、始業の時刻から休憩開始時刻までの半日、あるいは休憩時間の終了時刻から終業の時刻までの半日のいずれかとする。)とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1年について5日の範囲内で1時間を単位とすることができる。

5 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

(年次有給休暇の繰越)

第23条 前条の休暇に未使用の日数があるときは、その日数を翌年に限り繰り越すことができる。

(年次有給休暇の届出)

第24条 職員が年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめその期間を所属長を経て、管理部長に届け出なければならない。やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の場合において、管理運用法人の業務上必要があるときは、年次有給休暇を受ける時期及び期間を変更されることがある。

(特別有給休暇)

第25条 職員は、次の各号に掲げる特別有給休暇を受けることができる。

- (1) 本人が結婚する場合 5日以内
- (2) 子が結婚する場合 2日以内
- (3) 兄弟姉妹が結婚する場合 1日
- (4) 父母、配偶者又は子が死亡した場合  
葬祭を主宰する場合 7日以内  
その他の者 4日以内
- (5) 祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合  
葬祭を主宰する場合 4日以内  
その他の者 3日以内
- (6) 前号に該当しない三親等以内の親族が死亡した場合  
葬祭を主宰する場合 2日以内  
その他の者 1日
- (7) 女性職員が出産する場合 出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合14週間)以内出産の翌日以後8週間、ただし、出産の翌日以後6週間を経過して、本人が勤務を申し出て、医師が支障がないと認めたときは、勤務させることができる。
- (8) 妊娠中の女性職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合及び出産後1年以内の女性職員が医師又は助産婦から指示を受け、保健指導又は健康診査を受ける場合 必要と認めた時間
- (9) 妊娠中の女性職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1日1時間以内
- (10) 職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ30分
- (11) 配偶者が出産する場合 3日以内
- (12) 職員が、配偶者が出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合14週間)以内出産の翌日以後8週間までの期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 5日以内
- (13) 職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を看護(負傷又は疾病による。)する場合 一の年において5日以内
- (14) 父母の祭祀を行う場合 1日
- (15) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、交通しや断又は隔離された場合 その期間
- (16) 職員の住居が火災にかかった場合又は火災が近隣にあった場合 管理部長が認定する期間
- (17) 天災又は交通機関の事故等のため、やむを得ず勤務できなかった場合 管理部長が認定する期間
- (18) 裁判員、証人、参考人、鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要とする期間
- (19) 選挙権、その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要とする期間
- (20) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 管理部長が認定する期間

(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき一の年において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(22) 第40条第1項第3号の定年退職が見込まれる職員及び継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程第3条の任期満了（65歳に達した後の任期満了を除く。）が見込まれる継続雇用職員が、再就職活動を行う場合 管理部長が指定する日から当該退職までの間（6月以上とする。）において20日以内

(23) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により職員が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間

2 前項各号（第22号を除く。）に掲げる場合において、勤務地を離れて旅行する必要があるときは、これに要した期間を特別有給休暇として認めた期間を加算する。

3 第1項第11号から第13号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

（特別有給休暇の届出）

第26条 職員は、前条に規定する特別有給休暇を受けようとする場合は、その事由及び期間を明示して、所属長を経て管理部長に届け出て、その承認を受けなければならない。

ただし、やむを得ない事由のため、あらかじめ承認を受けることができなかった場合は、その旨を事後速やかに届け出なければならない。

（生理日の就業が著しく困難な女性職員の休暇）

第27条 女性職員で生理日の勤務が著しく困難な者の請求があったときは、その者に対して休暇を与える。

2 前項の休暇を受けようとする者は、所属長を経て管理部長に届け出るものとし、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間を有給休暇とする。

第6節 育児休業及び介護休暇等

（育児休業及び介護休暇等）

第28条 職員の育児休業及び介護休暇等については、別に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）設立の際、現に年金資金運用基金（以下「基金」という。）の職員としての身分を有し、引き続き管理運用法人の職員となった者については、これらの者が引き続いて基金の職員であったならば受ける権利及び義務は承継する。

また、基金の職員であった期間を管理運用法人の職員であったものとみなして、この規程の規定を適用する。

附 則（平成19年4月2日改正）

この改正は、平成19年4月2日から施行する。

附 則（平成20年8月4日改正）

この改正は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（平成21年3月17日改正）

この改正は、平成21年3月17日から施行する。ただし、第25条第1項第18号の改正は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月12日改正）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。